

令和 7 年度
能登町立能都中学校
いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月 作成

6 月 （修正）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

ここに定める「能登町立能都中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策方針」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等の対策は、いじめを認識ながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(1) 学校を挙げた積極的対応

- ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する
- イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する
- ウ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える（個別案件対応班の組織）

(2) 平時からの基本姿勢

- ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全職員が十分認識する
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する
- ウ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する
- エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する
- オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する

2 いじめの防止等のための組織及び施策等

(1) いじめの防止等のための組織等

ア 「いじめ問題対策特別委員会」

イ 「実務者連絡会」

ウ 「いじめ問題調査組織」 以上県

エ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ問題対策チーム」の設置

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織（「いじめ問題対策チーム」）を常設する。

(2) 県教育委員会が行ういじめの防止等のための施策等

ア 財政上の措置等

イ いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備等

「24時間いじめ相談テレホン」や「いじめ110番」（警察）等の周知。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備

エ いじめの問題に係る教職員研修等の実施

オ 「いじめ対応アドバイザー」の派遣

カ いじめの問題に係る啓発活動の実施

3 いじめの理解

(1) いじめを捉える視点

＜平成 25 年度 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」に基づく能登町いじめ防止基本方針＞

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法 71 号）によるものとし、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。（※平成 30 年 4 月改訂）

【留意点】

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく「法」第 22 条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義に当てはまることから、いじめを認知することになる。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を“冗談”や“遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微にみせかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫

夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

（３）いじめの四層構造

いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。

（４）いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

（５）犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

【犯罪に該当する可能性がある行為について】

- ・ 同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行罪」（刑法第 208 条）
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害罪」（刑法 204 条）
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す → 「脅迫罪」（刑法 222 条）

- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要罪」(刑法第223条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金などを巻き上げる → 「恐喝罪」(刑法第249条)
- ・教科書等の所持品を盗む → 「窃盗罪」(刑法第235条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗罪」(刑法第236条)
- ・自転車故意に破損させる → 「器物損壊罪」(刑法第261条)
- ・校名や地域の掲示板に実名を挙げて、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損罪」(刑法第230条)、侮辱罪(刑法第231条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ罪」(刑法176条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

4 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員で取り組む。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待させる。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

【本校での取り組み】

・「ユニバーサルデザイン」

一人の支援はみんなの支援につながることから、一人一人の困難さに配慮した授業デザインをする。

・「学び合い学習」

学習課題や学習形態を工夫し、全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

・「教職員の学び合い」

教職員が互いの授業を参観し合える体制づくりを進め、アドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育を要とした学校教育の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を大切にし、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【本校での取り組み】

・学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。）を全教職員で共通理解し、「道徳年間指導計画」をもとに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

・魅力的な教材の開発や活用

生徒にとって魅力的な地域教材の開発や、「道徳いしかわ」を活用し、積極的に地域の人材をゲストティーチャーとして授業に参加してもらうことで、生徒の心に残る道徳の時間を心がける。

・人権講話の実施

校内・校外講師による人権講話を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

（３）規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が安心して学ぶことができる環境をつくる。

【本校での取り組み】

・問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を徹底する。

・月目標の工夫

毎月生徒指導部から示される生活目標や学習目標などの意識を高めるため、学級ごとに到達目標を定め、評価・改善を図る。

・学習ルールの徹底

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し（※授業の約束４ヵ条等）、共通理解したことは、徹底してやり通す。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

（５）生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

【本校での取り組み】

・挨拶運動

生徒会、委員会、部活動、学級などを単位とし、玄関や校門前などで挨拶を交わし合う。

・いじめ標語コンクール

生活委員会による人権週間に合わせた標語コンクールを全校で取り組んでいる。

（６）体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

【本校での取り組み】

・学校行事（体育祭・文化祭）での応援団、演劇等の取り組み

・自然体験（海洋教育等での体験活動）

・PTA 主催の親子清掃や部活単位での玄関清掃など（ボランティア活動）

(7) 家庭や地域と連携した取組

生徒だけでなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

【本校での取り組み】

・ 非行・被害防止講座の実施

P T A活動の一環として保護者や地域の人々を対象に開催し、「ネットいじめ」の事例などをもとにいじめの問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

・ 家庭・地域からの相談窓口の設置

学校内にいじめの問題に関する相談窓口を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

(7) いじめ未然防止の取組と検証について

コミュニケーション能力を育成する授業づくり、生徒会活動、部活動等の集団の仲間意識や自信を育む活動、いじめを相談しやすい環境作りに努める。また、児童生徒支援だけでなく、空き時間を利用して全教師による相互授業観察を行う。授業観察では、生徒のよさを観察シート、いいところみつけに記載し、全教職員で共有する。必要に応じて生徒にフィードバックする。

【検証の指標】

- ・ 生徒アンケート 「学校へ行くのは楽しいと思う」 → 肯定的な回答 **80%**以上
- ・ 保護者アンケート 「お子さんは学校へ行くのが楽しそうだ」
→ 肯定的な回答 **80%**以上
- ・ 職員アンケート 「各種アンケートをもとに、人間関係づくりに取り組んでいる」
→ 肯定的な回答 **90%**以上

5 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。また、いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・授業開始の5分前に教室に向かうなど、日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・リズム表等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報を共有する。
- ・週に1時間、生徒支援委員会を実施し、情報交換、共有を図る。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・生徒の実態に応じて、定期的にアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・毎学期、学校生活アンケート、いじめアンケート、また、1・2学期にはQ-Uを行い、それをもとに学級担任等が定期的な教育相談を実施する。
- ・教室に5分早く入り、5分遅く出る体制をとり、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくるよう、積極的に生徒に声をかける（教室に生徒だけがいる時間をつくらない）。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口、外部相談員（ハートフル相談員、スクールカウンセラー）について生徒・保護者に周知する。

(4) 学校生活で分かるいじめ発見のポイント

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン

*印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点(特に、変化が見られる点)	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループで孤立することが多い(机を合わせないなど) ○ 保健室によく行くようになる * 不まじめな態度で授業を受ける * テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている * 大声で歌を歌う * 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる際、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる * 好きな物を級友に譲る
清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る	* さぼることが多くなる * 人の嫌がる仕事を一人でする
放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる * 他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観 察 の 視 点(特に、変化が見られる点)
-------	------------------------

授 業 中	○ 文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○ 授業の後片付けをおしつけている
休み時間	○ 嫌なことを言われたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際など、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない生徒の様子

発見の機会	観 察 の 視 点(特に、変化が見られる点)	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ さびしそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う * 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写がある ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される	○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている * 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのでは

ないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ちだしたり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、まったく触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

6 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯などについて連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) いじめに対する組織対応

本校では、いじめ防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、当該チームは、本校の基本方針の見直し、いじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取組について PDCA サイクルで検証を行う。

① いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

校長をトップに、教頭、児童生徒支援、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、特別支援コーディネーター、いじめ対応アドバイザーとする。

ウ 機能・役割

i) いじめを見逃さない学校づくりの推進

- ・いじめの早期発見の観点から、朝の会やC Tでの観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
- ・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
- ・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。

ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・掲示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。

- iii) 「学校いじめ防止基本方針」の教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知
- iv) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- v) SCや関係機関等と連携したいじめ問題への対応

＊いじめ問題対策チームを「常設する」とは、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。そのために校長等管理職に教職員や生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめについて正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- i) 当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。

③ いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- i) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ii) いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- iii) いじめ問題に関する研修講師

(2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面にでていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させたいうえで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては犯罪に当たることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意

を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と同様の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることも伝える。
- ・家庭において子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器が普及し、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。

本校においては、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める。

(1)「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、容易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなりうる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2)「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・児生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的に使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないよう努める。
- ・保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

(3)「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、

保護者や関係機関との連携が重要である。

- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。

- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

- ・名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロパイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（４）削除依頼等の手順について

「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」（平成２６年３月・石川県）２５ページ参照

８ 家庭・地域の役割

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、生徒に関わる全ての大人は、学校生活、家庭生活、地域活動等において生徒に物理的・心理的暴力を行うことも、見せることも「いじめを行う行為」につながると理解し、生徒が安心して安全な生活を送れるように努めなければならない。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙することが求められている。

(1) 家庭・地域を深めた連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(2) 保護者の責務等

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。（「法」9条第1項）
- ・保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」9条第2項）
- ・保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」9条第3項）

9 いじめ防止基本方針の見直し

P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決められた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を教職員に実施し、その結果を踏まえて『いじめ問題対策チーム』で分析・検討して、その期間の取組が適切に行われたかを検証する。

期待される改善が見られない場合は、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。